水泳競技実施要領（身体・知的）

１．競技規則

平成２９年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（(公財)日本障がい者スポーツ協会制定）及び日本水泳連盟競技規則（(公財)日本水泳連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

２．招集

（１）招集は､競技３０分前から開始し、１５分前に終了する。

（２）招集時間に遅れた選手は、棄権したものとみなす。

（３）招集場所は、選手ラウンジに設ける。

３．選手紹介

競技前の選手紹介の際は、いすから立って紹介を受ける。ただし、車いす使用者及び立つことが困難な選手は、座ったまま片方の手を挙げる等により紹介を受ける。

４．リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙の提出は、競技開始予定時間の６０分前までに選手受付に提出すること。

５．出発合図

（１）出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

（２）スタートは１回制とし、フォルススタートは失格とする。

６．計時

計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。

７．介助等

障害により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、参加申込時に理由をそえた申請が必要であり、許可された者は、競技役員の指示により「同伴（ビブス）」をつけて入場すること。また、プールサイドにおけるコーチは禁止する。

※申請対象となる障害区分を確認の上、申請すること

８．誘導

競技場内での誘導は、競技役員及び誘導係員等が行う。競技終了後、誘導係員が選手解散所へ、また入賞者については、表彰後選手解散所へ誘導する。

９．表彰について

表彰は、２レースごと行う。ただし、最初の種目は、４レース後に行う。

入賞者（１～３位）は、競技役員の指示に従い表彰待機所に移動し待機する。

１０．ウォームアップについて

ウォームアップは、開始式前とする。詳細については別途定める。

１１．その他

（１）プールの水深は、１４０㎝とし、水温は３０～３２℃とする。

（２）会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

なお、競技場内での誘導は、競技役員、競技補助員、ボランティアが行い、許可を受けた同伴の介助者においても競技役員の指示に従い、競技者に対しての助言等を行ってはならない。競技者に対して助言等を行った場合、失格となる。

（３）貴重品については、各自責任を持って管理すること。

（４）競技場への飲食物の持込を禁止する（更衣室での水分補給は認める）。

（５）水着・水泳帽・浮具（浮具使用選手）は出場選手が準備すること。なお、水泳帽を着用しなければ出場できない。

（６）水着は、日本水泳連盟等で定められたものを着用すること。ただし、身体的理由から特別なものを着用する場合には、事前に審判長の許可を得ること。

【参考】

○　スタートについて

自由形、平泳ぎ、バタフライ、２００ｍリレーのスタートは、台上、台の横からの飛込みまたは水中スタートを選択できる。ただし、次の障害区分の者は身体的理由により水中スタートをしなくてはならない。

ア　肢体１　両下腿切断、両下肢不完全、両大腿切断、両下肢完全、片大腿・片下腿切断、多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全　（障害区分 8,9,11）

イ　肢体２　第７頚髄まで残存、第８頚髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし（障害区分 13,14,15）

ウ　肢体３　四肢麻痺、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障害区分 17,18,19）

エ　肢体４　浮具使用（障害区分 22）

一般的なスタート

ア　飛び込みによるスタート

① 審判長の長いホイッスルでスタート位置（スタート台上またはスタート台横）につく。

② 出発合図員の号令によって競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。

イ　背泳ぎ・メドレーリレーのスタート

① 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。

② 審判長の１回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。

③ ２回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。

④ 出発合図員の号令で、スタートの姿勢をとり静止する。

ウ　背泳ぎ以外の水中スタート

① 審判長の短く断続的なホイッスルで競技者は速やかにプールに入る。

② 審判長の長いホイッスルで故意に遅らせることなくスターティングバーをつかむなどスタートの位置につく。

③ 発合図員の号令で、スタートの姿勢をとり静止する。

聴覚障害者のスタート

聴覚障害者のスタートは、信号装置がない場合は、出発合図員は背泳ぎでは、スタート側の延長線上、また、飛び込みスタートでは全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。手話通訳は一切合図をしない。

○　競技について

(1) 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
(2) すべての泳法について、競技中にプールの底に立つこと、レーンロープを握ることは認める。なお、競技中の中断の回数は、２５ｍにつき１回とする。
(3) 障害区分 23 の者および同等の障害が重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図(ﾀｯﾋﾟﾝｸﾞ)しなければならない。障害区分 24 および 25 の者に行う場合は許可を得なければならない。
(4) 浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいう。
(5) 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。ただし、独泳であったり、全く他の競技者の妨害にならない場合には、ターンの時など一時的なものに限って救済することがある。

自由形

(1) どのような泳ぎ方で泳いでもよい。(メドレーリレーはバタフライ、平泳ぎ、背泳ぎ以外)
(2) スタートおよび折り返しの後の 15m を除いて、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者の体の一部が水面上にでなければならない。ただし、重度身体障害者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者のからだの一部が水面上にでること。

背泳ぎ

(1) 折り返しの動作中を除き、常に仰向けの姿勢で泳がなければならない。
(2) 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上にでなければならない。(折り返しの間およびスタート後、折り返し後の壁から 15m 以内の距離では体が完全に水没していてもよい。) ただし、重度身体障害者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者のからだの一部が水面上にでること。

平泳ぎ・バタフライ

身体障害によりやむを得ないと認められた場合には、泳法の規則を緩和することができる。

リレー・メドレーリレー

泳法の順番

1　背泳ぎ

2　平泳ぎ

3　バタフライ

4　自由形

その他

(1) 背泳ぎ以外の水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由から、壁をつかめない者は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。

(2) 背泳ぎ、メドレーリレーのスタートは、身体的理由からスターティンググリップに手を置けない（触れることができない）者は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。

(3) 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁と底の両方につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。

(4) 次の障害区分の者は、スタートの際、必要であれば競技役員または、許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。

ａ　肢体１　多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全（障害区分 11）

ｂ　肢体２　第７頚髄まで残存（障害区分 13）

ｃ　肢体３　四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障害区分 17,19）

ｄ　肢体４　浮具使用（障害区分 22）

○　水着について

水着は、ＦＩＮＡ(国際水泳連盟)承認でなくてもよいが、形状等は次のとおりとする。

(1)男子は、へそを超えず､膝までとする。

(2)女子は肩から膝までとする。ただし首、肩を覆うことはできない。（セパレートの水着も可）

(3)重ね着は、禁止。着用できる水着は１枚のみとする。
ただし、インナー用ショーツ（サポーター）、女性用インナーパッドは認める。
(4)水着、身体へのテーピングは基本的には禁止とする。ただし、身体へのテーピングについては、医学的な理由によっては認める場合があるため、事前に審判長の許可を得ること。
(5)素材は繊維のみとする。（ファスナーは認められていない。）

○　介助者について

介助者の役割

１　原則　（要約）
スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という大会の目的を踏まえ、招集から競技終了に至るまで、原則として選手自身が１人で行動できるように指導･助言いただいているが、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手には、介助者の入場申請ができるように配慮している。

２　申請対象となる障害区分
(1)　競技規則上可能な介助
①スタート介助（入退水介助含む）
・身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない者
・障害区分　１１・１３・１７・１９・２２
②タッピング
・障害区分　２３　必ず介助が必要　（５０ｍ種目ではスタート・ターンサイド各１名、計２名が必要）
・障害区分　２４・２５

(2)　競技規則以外で可能な介助
①入退水介助
・障害区分　１４・１５・１６

(3)　競技規則以外で可能な同伴
①情緒不安定
・障害区分２７及び同等の障害が重複する者（他選手に迷惑をかける場合に限る）
②種目の指示
・障害区分２７及び同等の障害が重複する者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る）

３　申請
(1) 介助及び同伴は申し込み時に理由を添えた申請が必要である。
(2) 上記（２申請対象となる障害区分）以外で同等の障害を有し介助または同伴を必要とする場合は、申し込み時に理由を添えた申請が必要である。
(3) 申し込み以降、介助者を要する事情が発生した場合、「介助許可証（ビブス）交付申請書」を提出し、審判長の許可を得ること。ただし初参加のため「不安がっている」「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は

認められない。

４　禁止事項

(1) 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所においてコーチング（声かけを含む）をしてはならない。

※他の選手へ迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

※２(3)②で、同伴者による距離および種目の確認のための声かけは認める。

(2) 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外をしてはならない（カメラ、ストップウオッチ、携帯電話等の使用）。